

町民課
役場1階
税の関係
窓口1番
☎47-2203
☎47-2193

土地・家屋価格等帳簿の縦覧

固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産課税台帳に登録されている内容に基づいて課税します。平成20年1月1日現在の課税台帳に登録された土地・家屋の価格などを帳簿により、次の日程で縦覧します。ご確認ください。

○縦覧対象者 本町に固定資産を有する納税者（代理人でも可能ですが、代理人であることを証明するものが必要です）

○縦覧期間 4月1日（火）～6月2日（月）

情報案内

役場開庁時間 8:30～17:30
(土・日・祝日除く)

(土・日・祝日は除きます)
8時30分～17時30分
○縦覧場所 町民課窓口
確定申告書の内容も一度確認を

確定申告書を提出したあとで、計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあったり、確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか。税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして、正しい税額への訂正を求められます。

税額を少なく申告したことに気付いたときは、「修正申告」をして、正しい税額に修正してください。また、確定申告をしなればならないのに、申告を忘れていたときは、速やかに確定申告をしてください。

○問合せ 北見税務署個人課税第1部門（☎23-7151）

ごみ減量化容器などの購入費を助成

○助成対象者 自家処理用として、次の対象品を購入する、町内にお住まいの方

○助成対象品（助成額）

(1)簡易コンポスト（購入費用の2分の1助成、2,650円を限度）
(2)家庭用生ごみ処理機（購入費用の3分の1助成、1万円を限度）
(1)(2)とも町内での購入に限ります。

○問合せ 町民課環境衛生係
福祉保健課
☎47-5555
総合福祉センター窓口7番

幼児フッ素塗布で虫歯のない子に
フッ素を歯の表面に塗ることによって虫歯の発生を抑制し、フッ素塗布を受けましょう。

○実施歯科医院 湯本歯科医院

○実施期間 5月中（歯科医院の診療時間内）

○対象年齢 未就学児～1歳6か月児（平成18年11月生まれまで）

○個人負担 800円（受診票が必要です）

○申込み 4月23日（水）までに、福祉保健課健康増進係までお申し込みください。フッ素塗布に必要な受診票を発行します。

心身の病気で治療中の方に交通費の一部を助成

○対象の病気 「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」の第5条の該当疾病（統合失調症・そううつ病・認知症疾患・アルコール依存症・精神神経症・かん・自閉症・精神発達遅滞など）

○助成範囲および助成額 町外（道内に限る）の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します。

○助成対象医療機関 指定自立支援医療機関（精神通院医療に限る）とします。ただし、18歳未満のお子さんに関しては、北海道緑ヶ丘病院、札幌市立病院清療院など、北海道児童思春期メンタルヘルス相談対応ガイドブック（平成18年3月発行）に掲載の医療機関を対象とします。

○申請に必要なもの ①印鑑 ②通院証明書（用紙は福祉保健課健康増進係にあります）

のらしの

インフォメーション

○銀行の振込口座番号

○その他 当該年度（4月から6月の場合は前年度）の市町村民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします。

○問合せ 福祉保健課健康増進係

特定疾患の方に交通費の一部を助成

町では、「特定疾患医療受給者証または、特定疾患患者認定証」、「ウイルス性肝炎進行防止対策、橋本病重症患者対策医療受給者証」を交付されている方に、通院にかかる交通費の一部を助成しています。北見赤十字病院内科診療体制の縮小に伴い、通院先が変更となった場合も引き続き助成

の対象となりますので、ご相談ください。

○助成範囲および助成額 町外（道内に限る）の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します。

○申請に必要なもの ①「特定疾患医療受給者証または、特定疾患患者認定証」、「ウイルス性肝炎進行防止対策、橋本病重症患者対策医療受給者証」の写し ②印鑑 ③通院証明書（用紙は福祉保健課健康増進係にあります）

○銀行の振込口座番号

○その他 当該年度（4月から6月の場合は前年度）の市町村民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします。

○問合せ 福祉保健課健康増進係

補装具費の一部を支給

身体障害者手帳をお持ちの方が、義肢、装具、補聴器、車いす、つえなどの補装具を購入または修理した費用の一部を支給しています。

原則として費用の1割を利用者が負担することとなりますが、世帯の所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

重度障がいのある方に日常生活用具を給付

重度障がいのある方に、特殊寝台や入浴補助用具などの日常生活用具を給付しています。

原則として各用具に定められた基準額の1割を利用者が負担することになります。ただし、世帯の所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

重度障がいのある方に手当を支給

■特別障害者手当 20歳以上であって、重度の障がいのある状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい者本人に支給される手当です。

■障害児福祉手当 20歳未満であって、重度の障がいの状態にあるた

め、日常生活において常時介護を必要とする障がい児本人に支給される手当です。

○支給額 特別障害者手当 月額2万6,440円
障害児福祉手当 月額1万4,380円

○支給月 毎年2、5、8、11月に各前月までの手当をまとめて支給します。

これらの手当の支給を受けるには、認定請求の手続きが必要です。また、受給者および保護者などの前年の所得が一定の額を超えている場合には、支給が停止されます。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

心身障がい者巡回相談

北海道立心身障害者総合相談所では、心身障がい者の補装具、療育手帳判定などの相談を受けています。事前の手続きが必要ですので、福祉保健課社会福祉係へお問い合わせください。

○とき 6月3日（火）4日（水）

○ところ 北見市保健センター（北見市北6西2）

妊婦一般健診料の助成回数を拡大

町では、妊娠中の母胎の健康の保持増進などを目的に、妊婦さんが妊婦一般健康診査を公費で受けられる助成事業を実施しています。4月1日から妊婦健診と超音波検査の助成の回数などを拡大しました。現在、母子手帳を交付されている方で対象となる方には、福祉保健課健康増進係から個別に連絡します。

■助成回数

- 妊婦一般健診 現行2回から5回に
- 超音波検査 従来の「出産予定日に満35歳以上の妊婦対象」から「全妊婦を対象」に。助成は1回

■問合せ 福祉保健課健康増進係

農地のあっせんには必ず手続きが必要です

農地の所有者から売り渡しや貸し付けの希望があった場合、農業委員会では、農業委員と町、農協の担当者で構成する「農地移動適正化あつ

せん審議会」において、価格や農地を購入したい方、借りたい方を協議して決めています。農地を売りたい、貸したい方は農業委員会に申出書の提出が必要です。詳しくは、地区担当農業委員または、農業委員会事務局（☎47-2204 役場1階 窓口2番）へお問い合わせください。